

論 文

戦国末期若狭支配の動向

松浦 義則*

はじめに

1. 武田氏の三方郡支配
2. 三方郡支配の動揺と宮川殿武田信方の台頭
3. 粟屋越中守勝長の台頭
4. 重臣連署奉書体制と幕府・信長の支配
5. 朝倉義景の若狭支配体制
6. 丹羽長秀の若狭支配
7. 支配体制の新たな動き

おわりに

はじめに

一昨年、越前と若狭の戦国期について論じる機会があり、越前の朝倉氏と若狭の武田氏の末期について、朝倉氏の対信長総動員体制と武田氏の領国支配の崩壊を対照的な動向として述べた¹⁾。その際、武田氏については新旧当主の父子対立や家臣の分裂抗争、三方郡の自立、大飯郡の逸見昌経の反乱、三方郡佐柿国吉城に対する朝倉氏攻撃の撃退、朝倉氏軍勢による武田氏最後の当主元明の越前への連れ去りなどを例に挙げて崩壊を論じた。しかしこれらの事例について詳しく論じたわけではなく、またこれらの出来事の相互の関連を吟味したわけでもなかった。そこで本稿ではそれらについて検討することにより、若狭における武田氏支配末期から信長期の支配の動向を跡付けてみたい。

武田氏末期の状況についての研究史を振り返ると、まず武田氏について基本的な問題を扱われた黒崎文夫氏の先駆的研究がある²⁾。黒崎氏は永禄3年(1560)末以前の逸見氏や粟屋元隆の反乱は武田氏の権威を認めた上での反乱であったが、この永禄3年末の逸見昌経と粟屋越中守勝久の反乱は武田氏の有する地位を狙ったもので、これにより武田氏は有名無実な存在となるとされている。次いで『小浜市史』通史編においても永禄3年末以来の重臣の反乱が重視され、永禄11年(1568)8月の元明の越前連れ去りによって武田氏の領国支配は終わり、その後は將軍を擁する信長の支配に置かれたとされており³⁾、『福井県史』通史編の記述も同一としてよい⁴⁾。これらの指摘に学んで論を進めたいと考えるが、特に永禄元年(1558)以来、武田氏領国において自立性を強めた三方郡を中心に検討し、その三方郡の中心人物となった粟屋越中守についてその性格を考え、武田氏末期の若狭の政治動

* 福井大学名誉教授

向のなかに位置づけてみたい。そして武田氏領国支配の崩壊のなかで重臣たちが形成した体制が永禄11年以後の幕府支配、織田信長支配、朝倉義景支配、更には信長領国下での丹羽長秀支配の天正9年(1581)ころまで、それぞれの支配の基礎として維持されていたことを指摘してみたい。なお丹羽長秀の若狭支配については功刀俊宏氏の論考⁵⁾があるが、それについては丹羽長秀を論じるところで触れたい。

1. 武田氏の三方郡支配

まず最初に三方郡における武田氏支配が不安定になる天文21年(1552)までの、武田氏の三方郡支配について概観しておきたい。宝徳3年(1451)10月に熊谷美濃守信直が内藤昌廉と並んで武田氏当主の命令を国許で実行する責任者として見えている(コ函24-3)⁶⁾。そして康正3年(1457)3月にこの信直は臨川寺領三方郡耳西郷の臨時課役徴収を停止するよう武田信賢より命じられており(天龍寺32号)⁷⁾、信直は三方郡の「郡代」(郡司)であったと判断される⁸⁾。郡代は寛正2年(1461)11月に武田信賢が信直に三方郡織田荘などに対する諸公事・臨時課役・段銭・守護役以下を免除するようにと命じているように(『華頂要略』門主伝22)、守護の賦課する諸役の徴収の責任者であった。

応仁の乱以後も熊谷氏が郡代であったと思われるが、その活動が明確でなくなる。そこで常神半島の御賀尾浦に視点を据えて、応仁の乱後の武田氏支配の様子を見ておきたいと思う。御賀尾浦は三方郡倉見荘に属し、応仁の乱以前は庄主と呼ばれる荘園領主等持院の僧が年貢として年に5貫文を収納していた。ところが応仁2年(1468)に武田氏により2貫500文宛の半済とされ(大音家128~131号)⁹⁾、文明2年(1470)からは一人の代官が5貫文の皆済請取を発行するようになる(134・135号)。そして文明4年から永正9年(1512)まで近隣の土豪である久々子太忠がこの代官を勤め、5貫文の皆済請取を御賀尾浦ないしは浦刀祢大音氏に発行している(193号)。

まず応仁の乱後のこの5貫文は武田氏が収納していたことを確認しておきたい。武田氏は文明2年より御賀尾浦から美物と称する魚介類を納入させているが(133号)、永正10年(1513)12月の美物請取によれば、この年の御賀尾浦からの美物の納入額が6貫文と算定され、その内5貫文が「浦役銭」として立用され、残り1貫文は武田氏より浦に販売された米代に宛てられている(195号)。この浦役銭が毎年の年貢銭のことであるから、応仁の乱後は武田氏が年貢銭(浦役銭)を収納するようになっていた。太良荘においても応仁元年より本所方年貢は武田氏の給人岡本主計などが収納しており(ヌ函223-1・2)、応仁の乱は武田氏にとって荘園押領の好機であったことが確かめられる。

さて応仁の乱後に御賀尾浦支配に関わった人物として熊谷直継が知られる。直継は文明9年(1477)7月に御賀尾浦大音氏から中須賀興清に与えられる6月分夫銭565文を徴収している(146号)。ここに御賀尾浦の夫銭徴収者として熊谷直継がいることを確認しておきたい。そのほかに直継の御賀尾浦への関わりを示すものに、直継が御賀尾浦の大音氏に宛てた某年12月の書状があり(150号)、その必要部分を示すと、

…、^(粟屋右京亮、賢家) ^(よ)
 仍あわやうきやうのすけとの□り、昨日十八日おりかミとうらい候、四郎さえもん殿
^(久々子太忠)
 八郎さえもんかたへ可申候へとも、とりミたしにてあるへしと被申候て、わたくしへのあてところ
 二おりかミ下候て、たら・かいあわひの事申され候、なにともめいわく仕候、さりなから奉行

事と申、四郎さえもん殿よそならぬ事にて候、たつね上候ハねハしかるへからず候由、ミナミナ申され候、私参可申心中候、…

となっている。この書状の全体の内容は当主武田国信の奉行人である粟屋賢家から直接に鱈と貝鮑の納入を命じられた直継が迷惑と感じながら、その魚介類の入手を大音氏に依頼しているというものであるが、ここでは本来の命令伝達のあり方に注目してみたい。粟屋賢家の折紙には、本来は「四郎さえもん殿八郎さえもんかたへ可申候へとも」、忙しくしているので、賢家から直継に伝えるのだとされているが、この引用部分は「本来は四郎左衛門殿と八郎左衛門に私（賢家）から伝えるべきだが」の意味にも、あるいは「本来は四郎左衛門殿が八郎左衛門に伝えるべきだが」の意味にも取れる。この内どちらの意味にとるべきかを考えるため、御賀尾浦に対して魚介類の納入命令と請取をだれが担当しているかを見ると、納入命令も（175・176・177号）、請取も（143・145・194号）すべて八郎左衛門（後に豊前守、久々子太忠）となっていて、四郎左衛門殿は魚介類収納の実務に関与していない。四郎左衛門殿と殿を付されており、本来の伝達経路における四郎左衛門殿の命令（依頼）であれば無視できないと直継や周りの人も考えていた（「四郎さえもん殿よそならぬ事にて候」）。これらを総合して考えると、魚介類の納入は本来は四郎左衛門殿が久々子太忠に命じるものであったことになる。したがって引用史料の解釈は「本来は四郎左衛門殿が八郎左衛門に伝えるべきだが」という意味になる。郡代一族とみられる熊谷直継が従うのが当然と位置づけていたこの四郎左衛門殿は三方郡代もしくは郡代級の人物とみられる。文明8年（1476）12月に遠敷郡瓜生荘の定使の私的な借財の銭主だと号して「熊谷四郎左衛門尉直俊」が数十人を率いて瓜生荘内で譴責していると幕府に訴えられているが¹⁰、四郎左衛門殿とはこの熊谷直俊のことであろう。そうすると郡代（級）熊谷直俊の命令を受けて活動する人物に久々子太忠と熊谷直継の二つの系統があり、それは

＜年貢銭・魚介類＞武田氏当主・奉行人粟屋賢家→郡代（級）（＝熊谷直俊）→久々子太忠→大音氏

＜夫銭＞郡代（級）（＝熊谷直俊）→徴収者（熊谷直継）→大音氏

という二つの支配系統があり、＜夫銭＞の系統が魚介類の代行をすることもあったことを知ることができる。この二つの支配系統ともに要の地位にあるのが郡代（級）の熊谷直俊であり、彼を通じて＜年貢銭・魚介類＞は荘園代官の久々子太忠に負担が命じられるという、武田氏の統治機構である郡代（級）と荘園支配機構である代官とが組み合わされている。これに対して＜夫銭＞については郡代（級）と徴収者という武田氏自前の支配組織が働いている。そしていずれの命令系統においても支配の要となっているのは郡代であったことがわかる。

その後の御賀尾浦については史料が少なく十分には分らないが、永正2年（1505）12月に棟別銭1貫236文を徴収している土屋彦右衛門尉は小浜代官粟屋元泰（後に元隆）の下代であるから（186号、西福寺10号）、小浜代官の支配が及んできた。そして武田氏の重要な財政収入となる要米・要銭も小浜代官によって徴収されている（201・205・206号）。要米1石の納入が留守所下文で直接御賀尾浦に命じられており、また要銭の請取が下代の土屋から大音氏に出されているから、小浜代官の徴収に関しては郡代や熊谷直継のような徴収者は関与していないと判断される。＜年貢銭・魚介類＞の取収体制に変更があったかどうかを示す史料が伝わっていないので残念ながら不明であるが、後述するよ

うに天文21年（1552）の後半から御賀尾浦の魚介類の徴収は遠敷郡宮川保の宮川殿の支配下に置かれた。また相論の裁判権について見ると、文安6年（1449）3月の三方郡丹生浦と馬背・竹浪との奥山をめぐる相論は在京の当主信賢のもとで丹生浦の理運との裁決がなされてる（丹生区有3号）。更に時代が降って永正17年（1520）の丹生浦と竹波との網場相論も国許において栗屋元泰と内藤国高という筆頭奉行のもとで審理がなされていたが、理非の判定が困難なため幕府奉行人の判断を仰いでいる（同5～11号）。さらに天文5年（1536）8月御賀尾浦と常神浦との網場相論も小浜で審理されており（237号）、郡代が関与したことは知られていない。したがって三方郡郡代には裁判権のような重要な権限は与えられておらず、諸役徴収においても郡代支配の後退が見られるとしてよい。

2. 三方郡支配の動揺と宮川殿武田信方の台頭

戦国期三方郡の状況を流動的にすることになった天文21年（1552）の事件を述べるためには、簡単に栗屋元隆の反乱について見ておく必要がある。元隆（始めは元泰）は栗屋一党のなかでも右京亮・越中守を称する主流の家に属しており、既に述べたように永正2年には小浜代官の役にあった。小浜代官は要米・要銭を徴収する税所と段銭を扱う符所（文所）という武田氏財政の中枢を配下に置き、小浜の町と湊に対する支配権を持つという強力な存在であった¹¹⁾。その元隆が天文7年（1538）2月27日に丹後の田辺に出奔し、7月には元隆の拠点の地であった遠敷郡名田荘で反撃を試みたが、武田当主元光の攻撃を受けて国外に逃れた（羽賀寺27号「羽賀寺年中行事」）。9月になると元隆は丹波で細川晴元の被官に頼って若狭入部を画策しており、またこれに対応して当主と争って越前に逃れていた武田信孝が若狭に侵入しようとしているとされている（『大館常興日記』天文7年9月8日・10日・20日条）。しかし元隆・信孝ともに若狭攻撃は果たせなかったものと判断される。

しかし元隆一党は若狭奪回を諦めておらず、天文21年（1552）3月21日に栗屋右馬允が近江との国境の大杉関を越えて侵入し、遠敷郡吉田と蕪六（加福六）を焼いたが、当主信豊は武田彦五郎（宮川殿）を派遣し撃退したという（「羽賀寺年中行事」）。この時に、熊谷弾正勝直は信豊に背いたので、三方郡成願寺を退き三方の宝福寺に蟄居していたが、武田勢は6月9日にそこを襲って討ち果たしたという（同）。そこで8月3日には若狭への侵入を意図する武田信孝、栗屋右馬允、熊谷（勝直）牢人衆の連合軍が敦賀郡で形成されたが、敦賀郡司の朝倉教景（宗滴）・景紀の父子がこれを引き留めたため、侵入はなかったという（同）。この時に討たれた熊谷弾正大夫家と三方郡代であった美濃守信直との関係は明らかでないが、大永5年（1525）正月の武田元光配下の犬追物手組において熊谷氏としては弾正大夫のみが見えているから、熊谷氏を代表するような家の一つであった¹²⁾。

熊谷勝直が討たれ、その配下が牢人となって国外に逃れるという事態は三方郡の勢力配置に大きな変動をもたらしたであろう。これを利用して勢力を伸ばしたのが遠敷郡宮川保を拠点とする宮川殿と呼ばれる武田氏一族であった。そこで以下簡単に宮川殿台頭について振り返っておきたい。宮川保は文明年間（1469～）以前は上杉殿（あるいは杉殿とも呼ばれたか）が支配していたが（ツ函279、明通寺84号、栗駒清左エ門17号）、後には幕府料所として見え武田氏請負のもとで栗屋左京亮家の元行が代官となっていた（狩野蒐集1号、『大館常興日記』天文8年6月12日条）。しかし元行が天文10年（1541）7月以前に死亡した後は（『大館常興日記』紙背文書、天文10年7月2日宮内卿局書状）、左

京亮家の宮川保支配についてだけでなく、粟屋左京亮家の活動を知ることが困難になる。それに替わって宮川保に入ってきたのが宮川殿で、宮川殿を指す「彦五郎殿様」としては天文11年2月から知られる（明通寺126号）。宮川殿としては、宮川保龍泉寺の開基龍泉寺殿と、弘治3年（1557）9月に実名がわかる信方（同140号）がいる¹³⁾。

彦五郎はまず先述のように天文21年に遠敷郡に侵入した粟屋右馬丞を撃退した人物であり、彦五郎信方は後述する永禄元年（1558）11月には信豊と義統の父子対立の時には義統派として三方郡の信豊派と戦っている（尊経閣文庫62号）。すなわち信方は義統の軍事力を支える人物であった。また熊谷勝直が討たれた直後の天文21年6月29日より三方郡御賀尾浦の「宮川へ参る御肴之日記」が始まり、その年の12月までに御賀尾浦が宮川に魚介類を納入した回数は27回で、その銭換算高は2貫909文になる（249号）。御賀尾浦の魚介類の徴収にはこれまで熊谷氏が郡代（級）として関与してきたが、宮川殿の奉行人の倉谷長相や森長種などがそれに替わる（253号）。

この三方郡御賀尾浦に対する支配から、宮川殿の地域的支配権にまで広げて論じうるだけの史料はない。そのなかで遠敷郡明通寺に対する宮川殿の保護・支配権が注目されるので、言及しておきたい。信方と明通寺との関係を示す最初の文書が弘治3年（1557）9月4日付けの当主信豊が袖判を据え、信方が日下に花押を記している文書である（明通寺140号）。その内容は明通寺の山林を安堵し、寺門前に他領の者の居住を禁止したものであるが、その書止文言は「不可有相違之状如件」という直状の形式をとっている。武田信豊の袖判のある文書は他に7点あるが、それらはすべて奉書形式の文書であるから¹⁴⁾、この信方の文書だけが特異な文書で、これは信豊の意思を伝える奉書ではなくて信方の直書と判断される¹⁵⁾。従ってこの文書文中の「然者為祈願所可被抽祈禱之精誠」とあるのも、当主信豊の祈願所としてではなく、信方の祈願所として祈禱を命じているのである。

このように宮川殿信方は明通寺の保護者であり、領主であるという地位をもっており、宮川殿が明通寺を尋ねる「宮川殿御登山」は「上之御登山」と当主並みの表現に言い換えられている（同135号）。明通寺は武田氏当主の代々の祈願所で（同115号）、竹木伐採禁止や諸役免除の権利を当主から認められて武田氏当主の保護下にあったから、信方の祈願所であるという状況の下では明通寺をめぐる武田氏当主信豊と信方の態度も互いに気を遣うものとなる。某年5月に信豊の奉行人である畑田泰清は明通寺に杉の提供を求めた時に、このことは本当は信方奉行人の粟屋元勝を通して依頼しなければならないのだが、元勝が在陣中なので直接申し入れたこと、また竹木伐採禁止の禁制を武田当主が保証している場合でも、当主の「御所望」があれば、神宮寺や飯盛寺など他の寺も竹木を提供していると弁明している（同141・142号）。信豊としても信方に気を遣いながら、直接杉を提供させようとしているのである。さらに某年7月に明通寺に対し直接信豊から直接竹の提供が求められた時に（同143号）、明通寺は20本ほど提供しようかと考えている旨を信方に伝え、信方の意向を確かめている。それに対して答えた信方の奉行人倉谷長相の返事の要点はその追而書に見えるので、それを書き下し文にして示す（同144号）。

尚々、竹御所望に就候て、御進上然るべきの由に候、此方へ仰せ出され候へバ、事六かしく申し上げ候間、此の如きとす（推量）いりやうにて候由に候、此の外申さず候、
明通寺と当主信豊と主人信方についての尊敬語（御・被）と伝聞語（由）が混じっているので複雑

であるが、文意を補ってその内容を示すと、次のようになる。信豊様が竹を御所望されたので、明通寺から進上されるとのことは信方様もよいことだと同意されています、信豊様より手続きを踏んで此方（信方）に明通寺の竹伐採の意向を伝えたならば、信方としては当主自身が伐採禁止を命じており、また信方にとっても明通寺は祈願所であるので、伐採は難しいと信豊様に返事をしなければならないので、話がこじれるだろう。だからこのように信方を通さないで直接明通寺に信豊が御所望されたのであろうと信方は推量しているとのことでありました、となる。つまり信豊も信方も正式に振る舞えば筋を通すことになって却ってうまくいかないと判断しているのである。要するに信方の明通寺支配権は上位の支配権を持つ信豊にあっても配慮しなければならないものであった。

従来あまり注目されてこなかった宮川殿信方について、その支配権の様相について十分あきらかにすることができなかった。それでも武田当主から頼りにされる軍事力を持ち、単に宮川保を拠点とするだけでない権威と勢力を遠敷郡と三方郡に及ぼしていたといえる。注目されるのは、武田氏重臣のなかで大きな力を持っていた遠敷郡の両栗屋家や三方郡の熊谷氏の勢力後退に入れ替わって宮川殿が勢力を拡大していることである。これは一族を重用した武田氏の権力強化の動向といえようが、ことはそのように簡単には進まず、栗屋氏や三方郡の武士たちの反撃や外部からの朝倉義景や織田信長の圧力が若狭に複雑な状況を生み出していくのである。

3. 栗屋越中守勝長の台頭

「羽賀寺年中行事」の記述に拠れば、永禄元年（1558）7月22日に武田氏領国において「当国引別レ」という事件が起こる。この時、信豊の子で当主となっていた義統が家臣の山県と上原を伴って大飯郡に赴いたところ、25日に信豊（入道名紹真）が永元寺・慈濟寺・宇野三郎・畑田大炊父子・笠間などの大勢を従えて遠敷郡熊川まで進み、翌日には近江高島郡に移動し「七カシラノ衆」（近江高島郡高島氏を中心とする七城主の集団）を率いて若狭に乱入すると風聞が広がった。これを憂慮した六角義賢が無為に収まるように使僧を派遣したり、武田氏重臣の内藤氏に書状を送ったりした。信豊は自分の隠居分が父の元光より少なかったことを不満としていたので、それが叶えられて国は静謐になったという。しかしこの後信豊は国外にいたから、対立は解消していたわけではないと見られる。そして重要なことはこの時「三瀉郡ノ衆ハ、或ハ歡樂或用アリナト、云テ、出頭ナシト云々」と記されているように、三方郡の武士たちが病気や所用を理由に出頭しなくなったことであり、それは8月晦日に義統が小浜に帰った後にも変わらなかったという。

三方郡の武士たちのこうした自立について、その理由を示すものは存在しないが、公然たる武力反乱ではないので、天文21年6月の熊谷勝直の討伐と8月の熊谷牢人の動き以来の武田氏に対する家臣の反発があったのであろう。三方郡のこうした態度を義統は許さず、信方に三方郡制圧を命じ、信方は永禄元年11月7日に三方郡気山で戦っている（尊経閣文庫62号）。また信方は12月23日に大針新左衛門尉の三方郡前川口での戦功を賞しているが、これもこの時のことであろう（同63号）。こののち三方郡は表面上は武田氏に服していたと思われる。

しかし三方郡の自立の動きはやむことがなかった。それが永禄3年（1560）末からの丹後守護代松永長頼（法雲軒宗勝）の若狭侵入とそれに呼応した栗屋・逸見昌経の動きである。「巖助大僧正記」

永禄4年6月条には、

若狭へ法雲、粟屋等入国、自旧冬及合戦、自越前武田合力人一万千計罷上云々、仍法雲・粟屋・
(逸) 邊見等人衆悉引退、…

とある。これによれば若狭に侵入してきた長頼・粟屋とそれに呼応した逸見昌経は義統の要請により派遣された朝倉軍11,000人によって排除されたとされている。これについて文書・記録によって跡付けておく。永禄4年正月28日に武田義統の配下の白井勝胤が大飯郡和田で戦功を挙げている（白井家35号）。6月には武田氏重臣の山県秀政配下の桑村九郎右衛門尉も大飯郡で奮戦しているが（桑村1号）、長頼らへの大規模な反撃は6月に朝倉氏援軍として派遣されてきた元敦賀郡司の朝倉景紀の軍勢によって始められた。6月22日までに朝倉軍は大飯郡高浜、同城下、青郷まで焼き払ったので、逸見昌経はどこかへ落ち延びたとされている（脇坂1号）。次いで同月28日には大飯郡松尾ヒル畠から松永長頼と逸見昌経が退散し、最終的には8月15日に昌経も居城から退散した（「当国御陳之次第」）。これらの文書・記録から若狭に侵入した松永長頼とそれに呼応した逸見昌経の動きは大まかにわかるのだが、同じく若狭に侵入したとされる粟屋の動きについては言及されていない。

この粟屋の動きについて、大野康弘氏はこの粟屋とは三方郡佐柿国吉城主粟屋越中守勝久のことで、彼と逸見昌経は松永長頼と結び逸見氏の居城^{さいちやま}碎導山城で反乱を起こしたが、昌経は逃亡し、勝久は国吉城に戻ったと説明されている¹⁶⁾。この説明においては粟屋が「入国」したとあるのが考慮されていないが、これはそのまま粟屋はこの時に入国したと受け取るべきであろう。そしてこの粟屋についてはこれまで説かれてきたように佐柿国吉城主となる粟屋越中守であるとみてよく、三方郡に侵入したため大飯郡の戦いを示す先述の史料に見えないのであろう。この越中守は粟屋元隆が属した粟屋党本流の右京亮家が称した官途であるから、永禄3年末に三方郡に侵入した越中守は粟屋牢人として本流再興を主張していたものと見られる。

「厳助大僧正記」の記事によれば粟屋越中守も三方郡から敗退したものと見られるが、しかし朝倉氏の国吉城攻撃が始まる永禄6年（1563）9月までに粟屋越中守は三方郡において勢力を回復していた。このことについての史料は伝わっていないのだが、ひとつの推測を記しておきたい。右京亮（越中守）家の本拠地は遠敷郡名田荘と小浜代官としての小浜とその周辺にあったと思われる。粟屋氏全体と三方郡との関連は、文亀2年（1502）以前に三方郡早瀬浦の給人もしくは代官の粟屋左衛門尉が知られるくらいで（早瀬区有2号）、粟屋氏の勢力基盤が三方郡にあったとは考えがたい。にもかかわらず粟屋越中守が国吉城を拠点としえたのは三方郡山東郷・山西郷の土豪たちによって支持されていたからではないかと思う。それを示すものが永禄6年からの朝倉氏の連年の攻撃に耐えて、これを撃退した国吉城の攻防をめぐる国吉城諸軍記の記述である。城の攻防をめぐる軍記においては、普通であれば城や城主の説明が最初に記されるが、国吉城諸軍記においては城主粟屋越中守についての由緒や来歴の説明はない。その代わり冒頭に籠城した村々の土豪たちの名前が30人近く列挙されており、彼らの活動が叙述の中心をなしている¹⁷⁾。だから国吉城諸軍記を校訂された須田悦生氏は籠城は土豪にとって「かれら自身の生活を守る必死の戦いであった」と評価されたのである¹⁸⁾。土豪たちが当主義統に背いた粟屋越中守を城主としてその配下となったのは、三方郡の武士たちが永禄元年の信豊と義統の対立以来義統に出頭しなくなり、反義統的立場を取っていたからであろう。義統と対立して国

外に逃れていた信豊（紹真）もこの永禄4年に帰国するが、それも三方郡を基盤としていた可能性がある¹⁹⁾。

こうして勢力を回復していた粟屋越中守の国吉城に対して、永禄6年9月より同11年4月まで連年、恐らく義統の依頼を受けた敦賀郡の朝倉軍が侵入し攻撃したが、国吉城に籠城した山東郷・山西郷の土豪たちの活躍によって撃退されたと国吉城諸軍記は伝える。しかしこのことを同時代の史料によって跡付けることはできない。そこで同時代の史料から三方郡の状況を考え、その結果を国吉城籠城戦と関連させることにする。まず粟屋越中守が若狭に入国した永禄3年末以来、三方郡において支配的な地位にあった人を文書の上で求めてみたい。そうすると永禄4年5月8日に田辺又四郎に山東郷小田村の宗景抱分の名や散田などを安堵した勝長という人物がいる（田辺半太夫8号）。念のためにその文書を引用すると、次の通りである。

於山東郷小田村仁宗景抱分之事

- 一、宗景名 壺円
- 一、道慶散田 同抱
- 一、式段下田畠 同抱
- 一、畠 壺所 同抱

右無相違、田辺又四郎於子々孫々^(宛)当行末代畢、仍為後日如件、

永禄四^{辛酉}五月八日 勝長(花押A)

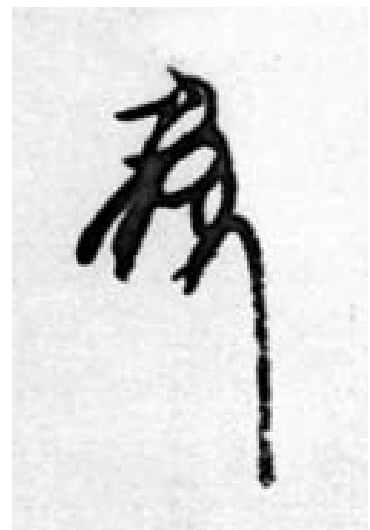
この勝長は永禄10年（1567）7月27日に武田氏重臣山県秀政と連署して白井光胤に金剛名を与えるという奉書を出していることが、その花押から確認される（白井家48号、花押B）。さらに天正元年（1573）9月23日に三方郡竹波百姓中に丹生浦に押領されていた立網を返し付けるという直書（花押のみ）を発給している人物がいるが、この人物については『福井県史』資料編8の編者により永禄4年の勝長の花押と一致することが指摘されている（中村幸雄3号、花押C）。この3通の文書を残している勝長が粟屋越中守としてふさわしく、私は次に述べる理由から、勝長が粟屋越中守であると判断してよいと考える。



花押A



花押B



花押C

まず粟屋越中守は勝久という実名を持つとされているが、それは国吉城諸軍記の多くがそう記し（後で述べるように全ての軍記が勝久と記すわけではない）、17世紀中頃の成立とされる仏国寺所蔵の若狭守護武田氏系図の武田元明の注記に「粟屋越中守勝久」と記されていることに拠るのである²⁰⁾。しかし戦国期の史料によって勝久の存在を裏付けることはできない。

次いで勝長を粟屋越中守と考えるその根拠のひとつが、国吉城諸軍記の内に粟屋越中守を「勝長」と記す写本が存在することである。写本の一つに松金本と称される写本があり、現在の所有者の松金勝氏の出版された『国吉城籠城軍記と敦賀・美浜』に写真版として収載されている²¹⁾。これとは別に『福井県三方郡耳村誌』に一つの写本が収録されており、それは文字遣いの微細な違いはあるが、その記述は松金本と同じである²²⁾。そしてこの二つの書は城主を「粟屋勝長」と明記している²³⁾。これは後の時代においても国吉城主の実名は勝長だと伝えていた人々がいたことを示している。

しかしこれだけでは粟屋越中守が勝長である可能性を示したに過ぎないので、次には粟屋越中守は勝久とは考えられないという史料を示そう。天正2年（1574）10月に遠敷郡賀茂荘を本拠とする武田氏旧臣の白井孫七郎は賀茂荘領家分代官職を獲得するために「越中守」の協力を得たので、その礼として銀5枚、米15石、更に金2枚を「越中守」に支払った（白井家55・56号）。次いで白井孫七郎は本家分の代官職にも任命されたが、この時の若狭の支配を任されていた丹羽長秀のもとへ「先日粟越よりも御申分候つる」とあるように、粟越（粟屋越中守）より何か言い分が伝えられたので、長秀はそれへの対応が必要となった。そこで長秀は白井に対して対応を指示すると共に、自分からも粟屋に重ねて申し遣わすつもりであると述べている（同58号）。ここで賀茂庄の問題について関与しているのが粟屋越中守であったことが先ず確認される。

その上で領家代官職についての金2枚を受け取ったことを示す粟屋越中守の次の請取状に注目したい（同56号）。

請取申金子之事

合式枚者 賀茂庄領家分御代官職為御礼、越中守方へ
被遣候、請取申候、但本り相済申候也、

右、請取申処如件、

天正式年

十月廿五日

粟屋美作守

長景 判

同甚右衛門尉

長吉 判

白井孫七郎殿 参

これは白井孫七郎より粟屋越中守に礼金として差し出した金2枚の請取で、これを作成し白井に提出した粟屋長景と同長吉は越中守の奉行人に相当する人であると判断される。注目されるのは両人も実名の最初の文字が「長」となっていることである。当時、主君や主人から一字を受ける（偏諱を受ける）ときには、主君の実名の下の字（多くは2字目）を受けて、それを受けた人の実名の最初に置くことになっていたことは改めて述べるまでもあるまい。従って長景と長吉の主人の実名は□長であって、□久ではない。この□長については、これまで述べてきた勝長の発給文書、国吉城主を粟屋勝長とする籠城記の写本と考え併せると、勝長とするのが妥当であると思う。こうして粟屋越中守勝

長は永禄3年末に松永長頼と逸見昌経の反乱に呼応して三方郡に侵入し、翌4年5月には山東郷の田辺又四郎の所領を安堵するという政治的支配権を有していたと考えられる。勝長はその後、武田・朝倉軍の攻撃を受けて若狭から引き退いたこともあったかと思われるが、永禄6年8月までには山東・山西両郷の土豪層の支持を受けて国吉城の城主となっていたので、朝倉軍の連年の攻撃を受けることになったのである。

4. 重臣連署奉書体制と幕府・信長の支配

永禄9年(1566)8月に足利義秋が武田氏を頼って若狭にやって来たが、「若狭も武田殿父子及取合乱逆と云々、いかゞ可成行哉」(『多聞院日記』永禄9年閏8月3日条)とあるように、義統と子の元明(孫犬丸、孫八郎)が対立し、家臣が別れて争っていた。この対立について義統が閏8月25日に幕府奉公衆の本郷信富に宛てて、義統勢が敵に備えて「山取」をし、「小浜中老若退散」したと述べ、逸見昌経・武藤友益と相談するよう求めている(本郷165号)。同日付で武田信方が本郷信富・同方秀に宛てた書状では「此表」(信方の本拠地宮川あたりか)の敵は昨日悉く退散したという(同166号)。この外に戦闘などについて伝えられておらず、義統に敵対した人については入江氏と熊谷統直の一族がいたことが知られるのみである(白井家44号、大成寺8号)。11月には義統が入江跡の三方郡岩屋村を白井勝胤に与えているから(白井家44号)、逸見・武藤・白井など有力家臣を味方とし、一族の信方が彼らを束ねる義統方が元明方を圧倒したのであろう。

ところが翌永禄10年(1567)には義統が死亡したので(4月あるいは11月)、これを機会に7月ころ重鎮の信方が離反する。宮川の信方は隣接する賀茂荘の白井勝胤をも「宮川御家中」に含むという勢力を築いていたが、勝胤など年寄衆が一致して信方に従わなかったため(白井家49号)、離反は失敗した。義統を支えていた信方のこの動きは義統を支持してきた派にとっては痛手となったので、義統から元明への権力移行期において、武田氏家臣は思い切った策にでた。それが元明を新当主とし、家臣主流派に勝長を取り込む、重臣合体策であったと見られる。それが山県秀政・栗屋勝長・姓未詳豊持が元明を当主として連署して命令を発する体制である。永禄10年7月27日に白井光胤に信方離反の時の忠節により金剛名を与えるという山県秀政・栗屋勝長の連署奉書と、同日付で白井勝胤に同じく信方離反の時に宮川家中の年寄衆として家中を退いた忠節により御曹司(元明)の御意を得て賀茂荘一円の進退を認めるという山県秀政・栗屋勝長・姓未詳豊持の連署奉書が出されている(白井家48・49号)。山県氏は武田氏若狭入部の永享12年(1440)11月に在京奉行人として見え(明通寺55号)、太良荘半済給人としても知られる(ハ函260)、古くからの家臣であり、秀政は栗屋元隆の跡を継いで小浜代官となり税所や符所を支配する武田家臣団の主流の中枢を占める人物であった(妙楽寺24号、「天文日記」天文7年11月9日条)。豊持については他に見えず不明である。武田氏において永正17年(1520)以来途絶えていた奉行人連署奉書が復活したのは、義統から元明への権力移行期において、それまで権力の主流中枢にいた山県秀政とそれと対立していた栗屋勝長が合体して武田氏の危機を乗り切ろうとしたのではないかと思う。国吉城で朝倉氏の攻撃を受けている勝長が重臣に加わったことにより、武田氏の反朝倉の態度は強まったであろう。

これに対して朝倉義景も反撃を開始する。義景としては当主元明が反朝倉勢に取り込まれることを

防ぐ必要があり、それで国吉城諸軍記が言うように、永禄11年（1568）8月に若狭に侵入した朝倉軍は直接に遠敷に陣を取って、元明に使者を立てて交渉し、越前に連れ帰ったのである。また先に離反していた一族の実力者の信方については、7月18日に義景は武田信方が許されるよう義昭に働きかけ、8月14日に許されているが、これも永禄11年のこととみられる²⁴⁾。こうして朝倉氏に心を寄せる信方が復帰する可能性が出てきた。

こうして元明が越前に赴いたあとの若狭の支配をめぐるのは朝倉方の信方と反朝倉方の勝長の対立が予想されるが、彼らを選択したのは内部紛争を避けるため、新将軍義昭と幕府の支配下に入ることであった。これを察知した京都賀茂社の森尊久は永禄11年11月に幕府に働きかけ、社領の遠敷郡賀茂荘を幕府奉行人連署奉書によって守護使不入の地として本家分年貢納入を確保する（白井家50号）。12月には信方も賀茂荘本家分については幕府の下知に従うと返事している（尊経閣文庫71号）。翌永禄12年3月には若狭神宮寺が寄進買得地の安堵と禁制を幕府奉行人連署奉書で得ている（神宮寺52・53号）。このなかで、武田家臣のうちには将軍義昭の軍勢に加わる人も現れており、永禄12年正月に三好三人衆が京都六条の義昭の居所を攻撃したとき、「若狭衆」の山県源内と宇野弥七は義昭を守って奮戦し討死している（『信長公記』巻2）。

この時に幕府を支えていたのは織田信長であったから、この後すぐの永禄12年4月には信長が表に出てきて、若狭武士の掌握を始める。4月7日に信長は幕府奉公衆の大飯郡本郷信富に、義統折紙に任せて本郷の公用負担を命じて本郷氏の支配を認める（本郷171号）。4月16日に信長奉行人（木下秀吉・丹羽長秀・中川重政・明智光秀）が若狭の義統に仕えていた36人衆を信長に披露し、領知の信長朱印状が出されたことを某治部助に伝え、いよいよ孫犬（元明）に忠節を尽くせとしているのもこの時であろう（小浜市神明神社1号）。この時元明は越前に居るのであるから、具体的に忠節を尽くしようがないのであるが、信長としては若狭を自分の領国にするつもりはなく、元明を長とする「守護領国」として扱うという態度表明なのであり、ともかく将軍と守護の権威によって内部の融和を保とうという若狭の武田家臣のあり方に対応したものであろう。

こうして若狭は幕府の権威を代行する信長の支配下に入ったということができ、翌元亀元年（1570）4月23日に越前敦賀攻撃のために若狭にやって来た信長は佐柿栗屋越中（勝長）のところに着陣し逗留した（『信長公記』巻3）。しかし信長の若狭支配は、上に述べたように誰か家臣を派遣して独自の支配体制を築き、信長の領国として支配するようなものではなかった。永禄12年6月に小浜を訪ねた連歌師里村紹巴は存命中であった隠居信豊に講義を行い、栗屋越州（勝長）より薪炭を、山県野州（秀政）より饗応を受けており、重臣合体体制は実質的に存続していた²⁵⁾。また元亀元年6月に信長が信方に宛てた書状には将軍義昭が近江高島郡に「御動座」されたので、信方も参陣されたいと記されており（尊経閣文庫75号）、この軍事動員は信長の軍勢としてではなく、将軍の軍勢として動員されているのである。

この若狭を公的・対外的には幕府が支配し、実質は信長が支配を代行する時期において、若狭で問題が生じた場合にそれがどのように処理されていたのかを示す史料は伝わっていない。しかし次の朝倉義景支配下においてはそれを窺うことのできる史料があるので、その検討に移ろう。

5. 朝倉義景の若狭支配体制

信長と戦闘状態にあった朝倉義景が元亀元年（1570）10月より若狭への関与を強める。この年の4月に信長に責められて降伏していた大飯郡の武藤友益が10月に反旗を翻したことを聞いた義景が、それが本当であり、武藤家中が朝倉に忠節を尽くすならば、その望みを叶えると信方に伝えている（尊経閣文庫76号）。義景の反信長工作の成果は10月22日に武田五郎（元実）・武藤（友益）・粟屋右京亮などが信長に離反し山県孫三郎のガラガラ城を攻め落とししたとの伝聞となって現れた（『言継卿記』同日条）。神宮寺は早速10月に義景の禁制を得ている（神宮寺54号）。ここにおいて若狭は信長の支配から義景の支配に移ったので、信長は味方の本郷信富に「其の国の躰是非なき題目」と若狭の状態を憂慮し、信富を励ましている（本郷172号）。義景の支配は神宮寺領所寄進地を武田氏の一行に任せて安堵した元亀3年2月まで続いている（神宮寺59号）。

この間の義景の若狭支配の様相を示すものに小浜代官であった山県秀政の事例がある。元亀元年12月に秀政は小浜長源寺に3箇条の寺法を定め、翌年6月には法花堂地子銭15貫文を免除し、義統の御判に添えて長源寺に進上しているから（長源寺30・31号）、小浜代官としての基本的な支配権は山県が維持していると見られる。但しその地子銭の安堵状は翌元亀2年10月に義景が出しているから（同32号）、最終的支配権は義景が留保していたと判断される。さらに幕府奉公人本郷信富の知行地をめぐる扱いを述べた安田忠治の書状は義景支配下での問題処理のあり方を示している（本郷174号）。安田は義景家臣の前波景当の配下の人物で（浄土寺6号）、小浜にいて越前と若狭の間の連絡役を務めていた人物である。その本郷信富に宛てた正月25日の書状には、

抑御知行分之事、表向之儀、二三日中可有御返事之由、就武田彦五郎殿ヨリ越前^{（信方）}へ如此御返事昨^{（朝倉義景）}
 日到来候、万々珍重存候、長右如御存知、旧冬粟越^{（粟屋勝長）}為取沙汰無別義候之処、至只今遅々如何と存候、雖然如御本意成行候之間、我等式迄も致満足候、

とみえている。内容は本郷信富の知行分につき「表向」に二・三日中にこのように返事をするつもりであることを武田信方が越前にいる義景に伝えてきたのは有難いことである。この問題は旧冬に粟屋勝長が取り扱って問題なかったところで、その解決が遅れているのでどうしたのだろうかと思っていたが、信富の意向どおりになって私のようなものまでも満足であるということであろう。「表向」がやや難解であるが、信富が幕府奉公衆であることを考えると、これは幕府への信方の返事ではないか。注目されるのは、①信富の知行分について先ずは粟屋勝長が取り扱ってほぼ解決したと考えられていたこと、②それが長引いたので今度は信方が取り扱い、信富の意向に添った解決案を信方から表向き（幕府）に返事できるようになったこと、すなわち信方が最終的判定者なのであり、しかもその判定の表明は信方より幕府に直接になされるのである。③とはいっても、信方は返事の内容を義景に伝えており、返事を出すまでに二・三日の余裕を持たせているのは、義景より異論が出されるときのことを考えてのことであろう。すなわち信方の返事は若狭での意見として公的・対外的に幕府に表明されるが、実際には義景の内諾が必要であったのである。これは若狭における問題は勝長のような重臣が実務を担い、対外的には信方が代表するが、その決定には義景の同意が必要であるという間接的な、あるいは二重の支配体制となっていたことを示す。こうした問題処理のあり方、すなわち将軍－実質的支配者（信長・義景）－公的・対外的支配の代表者（信方）－実際の実務遂行者（勝長）という体

制として幕府・信長支配の段階まで遡らせることができるのではないか。そのように考えると、武田氏末期に形成された重臣合体支配体制はその後も実質的に維持されていたといえよう。

したがって義景も若狭を領国化すべく積極的な施策を取ったとは言えない。元龜2年の12月に信方が三方郡倉見荘を熊谷治部大夫に押領されたと義景に訴えたので、義景は治部大夫に意見したが治部大夫が同心しないので、この上は將軍の裁判にしたいと義昭の近臣に伝えている（尊経閣文庫81号）。このような義景の態度は義景の若狭支配も將軍による若狭支配を前提としたものであるという意識の表れである。やがて義景は若狭から撤退し、元龜3年2月以後は義景の文書は若狭においては見られなくなる。

6. 丹羽長秀の若狭支配

朝倉氏が滅亡した翌月の天正元年（1573）9月より、織田信長に指名された丹羽長秀が、天正11年（1583）4月の賤ヶ岳の戦いを受けて越前に移るまで、若狭の支配にあたる。長秀の若狭支配については私も『福井県史』で検討しているが²⁶⁾、そこではやや曖昧になっている長秀支配の基本的構造について改めて考えてみたいと思う。

信長にとっては二度目となる若狭支配において前回と異なる点は、幕府による支配という大枠がなくなり、また越前より若狭に戻った元明を守護とは認めなかったことにある²⁷⁾。更に朝倉氏と結んでいた信方もこの後は姿を見せないで、没落したものと判断される。したがって幕府－守護支配という大枠により、武田氏当主や一族を位置づけていた若狭支配の体制から、旧武田家臣に対する軍事的支配権を信長が握り、彼らを「若狭衆」・「若州衆」として長秀が信長の戦争、例えば天正6年6月の播磨神吉城攻撃（『信長公記』巻11）に動員する体制が確立する。この点については旧稿で述べ、また功刀氏も強調されているのでくり返す必要はないだろう。

それでは、そうした軍事動員体制を強化するために武田旧家臣に対する知行制編成などが進められたであろうか、この点を天正元～2年に信長・長秀の発給した文書に即して考えてみたい。信長・長秀の文書としては天正元年9月に遠敷郡長源寺と若狭彦神社に宛てた長秀の禁制がある（長源寺34号、若狭彦神社4号）。そのほか長秀は天正2年2月に遠敷郡西福寺の寺領を（西福寺64号）、同年閏11月に白井孫七郎に遠敷郡賀茂荘代官職を（白井家57号）、遠敷郡金屋中に金屋職を（柴田孫左衛門7号）、それぞれ安堵している。

こうした文書から指摘しうることは、信長の知行安堵や宛行状、長秀の知行宛行状がないことで、それは同じく朝倉氏滅亡後の8月以後に信長が越前に対して取った所領政策と比較することで、その特徴が明確になる²⁸⁾。8月23日から信長は越前国内の武士・寺社などの所領を朱印状で安堵していくが、その場合知行高のわかるものについては、たとえば「本知拾六石五斗之事、任当知行之旨、不可有相違之状如件」のように（中道院4号）、本知高を石高で示している。この年の10月8日までに12通の信長の本知安堵朱印状が出されたことがわかるが、そのうち2例を除いて（赤座吉家宛、安居三河守宛）、残りは本知を石高で表示している。そしてこの知行安堵を現地で輔佐する三人の信長奉行（滝川一益・羽柴秀吉・明智光秀）とその後継者（北庄三人衆＝木下祐久・三沢秀次・津田元嘉）が置かれた。本知安堵が一段落すると越前支配を任された桂田（前波）長俊による新知配分も行われた

(古案3号)。越前では信長朱印状による知行地・知行高の安堵を基本として主従制支配による知行制編成が進められたのである。これに対して若狭では信長の本知安堵状は見られず²⁹⁾、長秀の安堵状においても知行高を示すものはないので、越前のように知行制編成を積極的に進めようという意図は感じられない。信長と武田旧臣の知行関係は先述の永禄12年の36人に対する信長の惣安堵の状態と基本的に変わりはないと判断される。したがって武田旧臣は主君が武田氏から信長に変わったが、その軍事的奉仕などには基本的に変化がなく、彼らを寄子として長秀が軍事動員したのである。

長秀は遠敷郡の武士と寺社の所領を安堵しており、それゆえ彼らの所領を保護するとともに、その所領についての彼らの義務を遂行させる地位にある。天正5年(1577)12月に長秀家臣の溝口秀勝が白井民部丞に賀茂荘内の地について年貢納入を命じ、無沙汰の時はこの地を他人に与えるとしているのがそれである(白井家59号)。しかし近江佐和山城を拠点とした長秀には、同時代に柴田勝家が国中掟を定め、城下町北庄を建設し、検地を行い武士に給地を配分したような積極的な領国支配は知られていない。長秀の役割は国内武士や寺社の所領において問題が生じたとき、それに対処することであった。先に述べた賀茂荘の本家分についての栗屋勝長の「申分」について、長秀は白井氏にこの件は勝長とよく話し合っことを進めるようにと伝えている(同58号)。また長秀が天正5年12月に三方郡丹生浦の山海の勝示を先々のごとく確定し、諸借物は内藤佐渡守が上表(知行返上)したからには抱えておくようにと浦の百姓に命じているのは、給人に変更が生じたためである(丹生区有13号)³⁰⁾。

長秀支配下で武田氏の旧重臣がどのように位置づけられているのかを見ると、山県秀政は天正8年(1580)10月に「税所御領内常満保」(神宮寺15号)とされている常満保内福同名を多田宗源との契約に任せて妙楽寺真純に補任している(妙楽寺24号)。小浜代官として税所を支配していた秀政の権限の少なくとも一部が認められている。さらに勝長についてみると、彼は先述のように天正元年9月に三方郡丹生浦に押領されていた立網を三方郡竹波に返還するという直書(花押のみ)を出しており(中村幸雄3号)、長秀支配下ではもとのように三方郡において支配権を持つようになっていた。そして寛永8年(1631)に三方郡藤井村との用水相論について南前川村が53年前(天正6年)のこととして、

(武田) (県) (玖村)
 たけた様の御代にハ南前川御給人山肝式部大夫殿・くむら孫四郎殿御取被成候、をりふし御せん
 さく被成候時、あおや越中様御内川田与左衛門尉殿・熊谷伝左衛門様御内ましたくミの介殿御両
 人御奉行ニ御立被成、此時も先年のことくに御済被成候、

と述べている(野々間区有3号)。文中の「御取被成候」とは他の例からして給人としてその村の訴訟を取りなす(支援する)の意味である。天正6年は既に武田氏の時代ではないが、給人や裁判に関わっているのは全て武田氏旧臣で、南前川村は給人山県・玖村両氏の支援を受けて藤井村と争い、栗屋勝長内者と熊谷伝左衛門内者が奉行となった審理を経て、これまで通りにするとの裁定がなされたという。こうして栗屋勝長と熊谷伝左衛門は個々の給人の支配権を越える問題を裁定しうる地域的支配権を担っていたことが確認される。これに関して元和9年(1623)12月に三方郡鳥浜村が当時は中の海(現在は水月湖)西岸の海山に対して反論した返答書のなかに、

(方 切) (の)
 …まへはうぎりにてうミ山より佐柿へハ栗屋野越中殿御ちぎやうにて、うミ山・中のうミハ越
 中殿御取被成候、ミかたうミ・ミかた村ハ熊谷殿得御取被成候ゆへ、ミかたうミをミかた村よ

り田井村へ鳥年貢にておろし候て、則熊谷殿へ上申儀まきれ無御座候御事、とあるのも注目される（千田九良助4号）。この史料は寛文2年（1662）の大地震の前は現在の水月湖と三方湖をそれぞれ中の海と三方の海と称していたことを示す史料であるが、三方郡の支配が中の海と三方の海を境界として区分されていたこと（方切）を物語っている。すなわち、武田時代か丹羽時代か特定できないが、中の海西岸の海山より三方郡の東北部を粟屋勝長が、三方の海より三方郡の西南部を熊谷氏が支配していたことを示している。

粟屋勝長や熊谷氏は単なる給人の給地支配を超えた地域的支配権を行使していた。その意味で在地の次元においては武田氏の時代の支配のあり方が維持されていた。功刀氏は長秀期の若狭は織田権力にとって最前線ではなく、後方であり、政治的・軍事的に安定した地域であったという指摘をされている³¹⁾。確かに加賀一向一揆や上杉謙信との対決という重要な課題を背負っていた越前と比較すれば、そのような差し当たった課題のない若狭においては、武田氏時代のあり方を存続させる余地があった。しかし天正10年近くになると、そうした状況にも変化が起こってくる。

7. 支配体制の新たな動き

信長は天正8年（1580）に大和において城割と指出検地を行い新しい支配体制を構築し始める³²⁾。こうしたなかで若狭において新しい動きとして注目されるのが、天正9年（1581）4月の逸見昌経遺領配分である。この時病死した昌経の所領8,000石は本知5,000石と武藤上野跡・粟屋右京跡からなる新知3,000石からなっていたが、この新知3,000石を武田元明に与え、本地5,000石は丹羽長秀の腹心であった溝口秀勝に与え、彼を若狭における目付の役割を果たさせることにした（『信長公記』巻14）。昌経病死の事情は明らかでないが、信長がこの機会を捉えて大飯郡最大の武田旧臣の跡を断絶させ、溝口秀勝を若狭の信長方有力武士として取り立てようという意図を持っていたことは明らかで、旧武田家臣知行地に対する抑制策と評価しうる。

長秀最後の施策としては、本能寺の変の直後の指出徴収と所領安堵が挙げられよう。天正10年7月28日に遠敷郡妙楽寺西蔵坊は富田郷柄在家名内3段240歩についての分米を記した上で、そこから負担する本役・数斗上諸役米を控除して内徳分を確定し、さらに負担する段銭を付記した指出を長秀下代と見られる小源五と理介に提出している（妙楽寺25号）。また年月日を記さないが、遠敷郡西福寺が賀茂荘内の分米・銭成の収入を記した上で、負担する本役・諸払を控除して内徳分を確定する指出を作成しているのもこの時のことと考えられる（西福寺70号）。同年8月22日には長秀が遠敷郡長源寺に宛てて、

当□領之事、先年墨付を遣之上者、弥以令免許之条可被得其意候、但相除末寺其外、全寺納不可有相違候、仍状如件、

という判物を出している（長源寺36号）。これと全く同文のものが8月25日に西福寺に出されているから（西福寺67号）、7月の指出徴収を踏まえて広く寺社にこうした判物が出されたのであろう。この判物について注目されるのは、寺領が「免許」されるとあり、「末寺其外」は所領として認めないとしていることである。この末寺とは別に述べているように、若狭の惣寺社が支配していた郷村の小規模な小寺社のことである³³⁾。そうすると長秀はかつて「墨付」で知行を認めていたものは「免許」

するが、小寺社の免田などは没収するという態度で臨んだのではないかと思う。

このように長秀の若狭支配には天正10年には新しい動きが見られ、武田氏時代のあり方を変えていく方向が見え始めていた。しかしその翌年4月以後に丹羽長秀・溝口秀勝は越前と加賀に移封される。その後、三方郡に木村隼人佐が、大飯郡に堀尾可晴が入部し、遠敷郡は秀吉の領有のもとにおかれたが³⁴⁾、それ以後若狭衆についての史料は途切れてしまい、文書で跡付けることができない。

おわりに

これまで述べてきたことをもとに、最初に「はじめに」で述べた武田氏領国支配の「崩壊」について何を見直すべきであろうか。確かに信豊と義統、および義統派と元明派の対立、義統から自立し、義統に反乱を起こした粟屋勝長を支援し、朝倉軍の攻撃を撃退した三方郡の土豪たち、大飯郡の逸見氏の反乱、朝倉軍による元明の越前への連れ去りによる当主不在の状況などは武田氏領国の「崩壊」と称するにふさわしい。しかしその「崩壊」は武田氏当主の支配権の観点から見たものであって、武田氏の一族・重臣であった信方、粟屋勝長、山県秀政、逸見昌経などに視点を据えてみると別の見方も可能である。永禄3年(1560)末以来、信方と秀政は自らの支配権は維持しており、勝長と昌経は一時的に敗退することがあっても三方郡と大飯郡において勢力を持っていた。義統から元明への代替わりの永禄10年(1567)7月にそれまで敵対していた秀政と勝長の重臣合体体制が形成され、翌11年には赦免された信方を国の代表とする体制が形成され、ともかく家臣相互が抗争するのではなく、融和して国の自立性を維持することができた。この体制をもって元明不在となる永禄11年後半以来幕府・将軍の権威のもとに属し、若狭支配の実権を維持したのであり、その後には信長と義景の支配を受け、幕府の支配に属するという大枠は「表向の儀」として維持されていた。朝倉氏と幕府が滅んだ後の丹羽長秀の支配下でも、山県秀政や粟屋勝長の権限や地域支配権は維持されていた。武田氏領国支配の「崩壊」のなかで形成された秩序は案外根強かったのである。またこの若狭の事例は、戦国期の秩序の破壊者という信長像の見直しが進んでいる現在の研究状況にも沿うものである。

注

- 1) 松浦義則『越前・若狭の戦国』、岩田書店、2018年、130頁以下。
- 2) 黒崎文夫「若狭武田氏の消長」『一乗谷史学』12号、1976年。木下聡編著『若狭武田氏』、戎光祥出版、2016年、に再録、171・189頁。
- 3) 『小浜市史』通史編、上巻、1992年、641-646頁(須磨千穎氏執筆)、742頁(三鬼清一郎氏執筆)。
- 4) 『福井県史』通史編2、中世、1994年、722-726頁(須磨千穎氏執筆)。
- 5) 功刀俊宏「織田権力の若狭支配」戦国史研究会編『織田権力の領域支配』、岩田書店、2011年、所収。
- 6) 東寺百合文書はこのように函と連番のみを記した。
- 7) 以下史料は特に注記するものを除き、『福井県史』資料編2～9 収載史料による。
- 8) 三方郡における郡代の存在は「一、三方事、已後状を郡代出候か、…」(『大乘院寺社雑事記』文明11年3月17日紙背文書、『大日本史料』8-11、249頁以下)により、また三方郡山西郷での名主喧嘩につき「為郡代伊与法眼被官数日召置之由注進」と青蓮院尊応(永正11年没)が述べていることにより(谷森淳子氏1号)、確認できる。後者の事例は郡代が伊与法眼の被官を召置いたという意味である。なお、大飯郡では「郡司」と称されている(東大史料編纂所本郷文書93号、以下では本郷と略記)。

- 9) 大音正和家文書を本節ではこのように略記し、以下では文書番号のみを示す。
- 10) 「政所賦銘引付」『室町幕府引付史料集成』上巻、290頁。
- 11) 小浜代官については『福井県史』通史編2、中世、1994年、715頁（須磨千穎氏執筆）、松浦義則前掲『越前・若狭の戦国』58頁を見られたい。
- 12) 内閣文庫所蔵「弓馬雜纂」四、「百手射手」犬追物手組事（米原正義『戦国武士と文芸の研究』、桜楓社、1976年、388頁に引用）。熊谷弾正大夫勝直は天文9年（1540）3月から同11年5月まで武田氏請負のもとでの幕府料所遠敷郡安賀荘の代官であった（『大館常興日記』天文9年3月8日条、同11年5月11日条）。
- 13) 龍泉寺殿を宮川殿と見てよいことは系図の記載のほか、大針新左衛門尉が「龍泉寺」と信方の配下であったことから確かめられる（尊経閣文庫60・63号）。龍泉寺殿は龍泉寺の江戸時代からの伝えでは当主元光の子の信高（始めは元度）とされている（『小浜市史』寺社文書編所収、龍泉寺文書25～36号）。それに対し木下聡氏は龍泉寺殿に関する諸説を検討して、龍泉寺殿は宮内を官途とするから元光の子で信豊の弟の信重だとされている（木下聡「総論 若狭武田氏の研究史とその系譜・動向」、同氏編著前掲『若狭武田氏』33頁以下）。宮川殿の系譜を考える時に問題になるのは年未詳9月29日付宮川殿奉行人連署状（この奉行人の一人倉谷長相が宮川殿の奉行人であることは大音家243号を参照）が「五郎殿様」の命令を受けて出されていることである（明通寺157号）。この五郎を『小浜市史』『福井県史』のように仏国寺武田系図にしたがって龍泉寺殿の跡を継ぐ「元実」としても、この元実を信方と同一人とみるかどうかの問題がある。林文理「戦国期若狭武田氏と寺社」（有光友学編『戦国期権力と地域社会』、吉川弘文館、1986年、所収。前掲『若狭武田氏』に再録、277頁）や『わかさ宮川の歴史』1988年、128頁における須磨千穎氏の見解も元実＝信方同一人説である。この問題は複雑であるので、本稿ではこの「五郎殿様」は誰であるか判断していない。
- 14) その7点の文書の典拠のみ挙げておくと、柴田孫左衛門5号、飯盛寺6号、羽賀寺22号、田辺半太夫7号、西福寺51号、野崎宇左エ門4号、萬徳寺6号である。
- 15) この文書を信方直書とすると、なぜ信豊の袖判があるのかの説明が必要となる。本文で挙げた某年9月29日付宮川殿奉行人連署状には、弘治3年9月4日の信豊袖判・信方直書に見える門前に他領の者が居住することを禁止することが繰り返して述べられ、そのために「被成 御屋形様御判上者」と信豊が判を据えられたと述べている。よってこの奉行人連署状は弘治3年9月29日のもので、信方の直書が出された25日後に当主の権威により他領者の門前居住禁止を強化するために袖判が据えられたものと解釈できる。しかしこの解釈を取ると、弘治3年に信方は「五郎殿様」と呼ばれていたという注13の複雑な問題に入り込むことになる。よってこの解釈は魅力的であるが、提出は保留せざるを得ない。
- 16) 大野康弘「粟屋越中守勝久と国吉籠城戦」『若越郷土研究』54-1、2009年、同氏『わかさ美浜町誌』3、2011年、31頁が明瞭にこの点を指摘している。
- 17) とりわけ佐田村の山東十郎・麻生紀伊守・田辺半太夫が活躍したとされているが、籠城に参加した田辺半太夫家の伝承を元にした「籠城次第」系の諸本が国古城諸軍記の原型と見られるからであろう（須田悦生編『若州三方郡佐柿国吉籠城記』1970年、解説、97頁）。
- 18) 前注引用の須田氏著作、96頁。
- 19) 帰国したとみられる武田紹真（信豊）が所領安堵を行った例が1例だけ知られるが、それは永禄4年11月の三方郡藤井保の西福寺領2段についてであった（西福寺62号）。
- 20) 仏国寺所蔵武田氏系図は『小浜市史』寺社文書編、仏国寺文書5号。この文書の「解説」に、系図の本文と奥裏貼紙に記す寛文2年（1662）3月の由緒書の筆跡が一致することから、系図は17世紀中頃の成立と述べられている。なお、見落としがあるかも知れないが、越中守が勝久であることを考証した論考には接していない。
- 21) 1996年、発行者は松金勝氏。この写本には「于時／天保十三年壬子七月日／和田多長右エ門仙自良写敬拜」と「若州三形郡 早瀬住人／和田多 大工仙治郎／写之書」という奥書がある。
- 22) 2014年、この写本奥書に「寛永五年八月日／田辺宗徳入道記之」および「天明九己酉年正月申旬／佐柿於御茶屋写之／竹岡高明」とあり、解説に三方郡八村江南勇氏の所蔵とある。須田氏の解説（須田氏前掲書）によれば、寛永五年（1628）8月の田辺宗徳入道（半太夫安次）書写と記す奥書は江南本に見られる記述であるというから、

この写本と松金本は共に江南本系に属する。同じく須田氏の解説によればこの寛永5年奥書は『向若禄』所引本に記す元和3年(1617)3月の田辺半太夫著述本に次いで古い年代である。

- 23) この二書における勝長の初見は永禄6年9月5日に関山で朝倉軍を迎え撃とうとしている三将(山東十郎・麻生紀伊守・田辺半太夫)に国吉城に引き上げるようにと「日暮テ粟屋勝長ヨリ関山ニサ、エ居ル三将方エ使者立」てる場面である。
- 24) 尊経閣文庫68・69号。『福井県史』資料編2はこの文書を「永禄十年カ」とするが、信方離反が永禄10年7月27日以前であることは確実なので、永禄10年7月18日以前に義景が信方宥免の申請を義昭にしたと見るのはあまりにも早すぎる。また信方は永禄11年8月5日に遠敷郡明通寺が門前人足で男竹を運んでくれたことに感謝しており、この時点で信方は支配権を回復していたことが推察される(明通寺147号)。また本文ですぐ後に述べるように元亀元年(1570)6月に信方は幕府・信長より近江北郡への出兵を求められており(尊経閣文庫75号)、この後に義景が信方の宥免を將軍義昭に求める必要はない。
- 25) 「紹巴天橋立紀行」『大日本史料』10編2、704頁。
- 26) 『福井県史』通史編3、近世一、1994年、第一章第二節、57頁以下。
- 27) 小浜市仏国寺所蔵武田氏系図によれば、信長は元明が朝倉氏の招きに応じたとして殺そうとしたが、粟屋勝久(勝長)と熊谷直之などの懇願により死は許されたという(前掲注20参照)。
- 28) 越前については『福井県史』通史編3、近世一、第一章第一節で述べている。
- 29) 功刀氏前掲論考は天正元年9月5日の滝川一益・羽柴秀吉(花押はない)・明智光秀連署状に安居三河守の本知が信長朱印状で安堵されたとあるのを(奥野高廣編『織田信長文書の研究』上、所収、横尾勇之助氏所蔵文書)、奥野氏の推定にしたがって若狭の所領に関するものとしている(235頁)。しかし本文で述べたように、滝川以下の奉行は越前に関する奉行であり、安居氏の本知とは越前安居郷あたりであろう。
- 30) 旧稿では長秀のこの処置を「臨時的な権限」としたことに対し、功刀氏は境界など当事者同士では解決できない問題は上位権力として長秀が解決したとして長秀の若狭一国にかかわる権限だとされている(功刀氏前掲論考238頁)。長秀が軍事動員など若狭一国にかかわる権限を持っていたことは認めるが、この史料から境界紛争解決は長秀の権限であったとの結論には疑問が残る。この文書は境界が当事者間の紛争となったので長秀が裁決を加えた文書ではなく、浦の山海は先々の通りとするという給人であっても発しうる文書である。また旧稿で指摘し、功刀氏も認めておられ(250頁)、また後述する、長秀支配下で網相論や用水相論が武田旧臣によって裁許されていることとどのように整合させるかも問題となる。
- 31) 功刀氏前掲論考、254頁。
- 32) 藤田達生『信長革命』、角川選書、2010年、173頁はこれをこの本の表題のごとく「信長革命」とする。
- 33) 松浦前掲『越前・若狭の戦国』101頁。
- 34) 前掲『福井県史』通史編3、第一章第三節、71頁以下(藤井讓治氏執筆)。

〔附記〕本稿は、福井県文書館専門講座「ふくい歴史資料を読み解く」という共通題のもとで、2018年12月8日に若狭図書学習センターで行った講義「若狭の戦国時代－越前から見た若狭－」を論考としたものである。粟屋越中守が勝長であることもこの時に発表している。論考としてまとめる機会を与えて下さった福井県文書館の皆様へ感謝したい。